

社団法人 埼玉県調理師会 定 款

社団法人 設立許可 年月日 昭和 45年 10月
7日

社団法人 設立登記 年月日 昭和 45年 10月
20日

定 款 変更届出 年月日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1条 この法人は、社団法人 埼玉県調理師会という。

(事務所)

第 2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目4番地17号におく。

(目 的)

第 3条 この法人は、調理師の資質の向上および合理的な調理技術の発展を図り、もって県民の

食生活の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、講演会、研究会、展示会 等の開催
- (2) 調理技術の研究および改善に関する事業
- (3) 調理用資材および器材の推薦又は斡旋に関する事業
- (4) 調理師の指導および連絡に関する事業
- (5) 調理師の福祉の増進および資質の向上に関する事業
- (6) 調理師の養成および調理師に対する補習教育に関する事業
- (7) 出版物の発行に関する事業
- (8) 調理師届出制度に関する受託事業
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とする。

(1) 正会員 調理師の免許を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この会の趣旨に賛同する個人又は団体で、理事会の承認を得たもの

(入 会)

第 6 条 この法人に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を

得なければならない。(入会申込書は常任理事が代行して提出できる)

(会 費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 1 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届け出なければならない。

(届出は常任理事が代行して提出できる)

2 会員が死亡し、又は会員である法人が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは総会において、出席者の 4 分の 3 以上の

議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を 1 年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉を毀損し又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) 会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(会費及び抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 役 員 及 び 職 員

(役員の種類および選任)

第 11 条 1 この法人に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1 人

(2) 副 会 長 6 人

(3) 専務理事 1 人

(4) 会 計 2 人

(5) 常任理事 22人

(6) 理事 30人以上 70人以内

(会長、副会長、専務理事、常任

理事を含む)

(7) 監事 3人

(8) 代議員 30人以上 70人以内

2 役員は、正会員の中より総会において選出する。ただし3名以内は正会員外から

選出することができる。

3 専務理事および常任理事は、理事の互選により選ばれたものに会長が委嘱する。

4 会計は理事の互選により選ばれたものに会長が委嘱する。

5 監事は、正会員の中より総会に於いて選出する。ただし理事と相互に

兼ねることはできない。

6 代議員はそれぞれの支部に於いて会員200名当たり1名の割で会員の中より選出し

理事会がこれを任免する。

(役員の職務)

第12条 1 会長は、この法人を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、議決に基づきこの法人の業務を処理する。

4 専務理事は、会務を掌理する。

5 会計は、会計経理の業務をする。

6 常任理事は、常務を処理する。

7 監事は、民法第59条の職務を行う。

8 代議員は、支部における会員の意見をまとめこれを代弁する。

(役員任期)

第13条 1 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、

その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により

解任することができる。

(名誉役員および顧問)

- 第15条 1 本会に次の名誉役員を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、または会議に出席して
意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

- 第16条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。
又、理事会は理事会および常任理事会とする。

(会議の構成)

- 第17条 1 総会は、理事、代議員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の機能)

- 第18条 1 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

- 第19条 1 通常総会は、毎年6月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または総会員の5分の1以上若しくは
監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
 - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から
会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(会議の招集)

第20条 1 会議は、前条第2項から第3項の場合を除いて会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の場合には請求があった日から20日以内に臨時総会を、

同条第3項の場合には請求があった日から15日以内に理事会を

招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項の内容日時および場所を示した書面により、

開会の日の7日前までに全ての理事並びに代議員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第21条 総会及び理事会の議長は、その総会及び理事会において、出席会員の中から選任する。

(会議の定足数)

第22条 会議は、総会においては理事並びに代議員、理事会においては理事の

それぞれ3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第23条 1 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(総会における書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員又は理事は、あらかじめ通知された

事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することが

できる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の適用については、

出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第25条 1 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 構成員の現在数 (理事、代議員)

(3) 総会にあってはその総会に出席した理事、代議員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した構成員のなかからその会議において選出された

議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第 5 章 資産 および 事業計画等

(資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) 財産目録に記載された財産
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第27条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第28条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第29条 この法人の事業計画及び予算は会長が作成し、その事業年度開始の30日前までに 総会の承認を得なければならない。ただしやむを得ない事情により、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から2ヶ月以内に総会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 部会 および 委員会

(部会および委員会の設置)

- 第31条
- 1 この法人に、別に定めるところにより部会および委員会をおくことができる。
 - 2 部会および委員会に関する規則は理事会の議決に基づき会長が

定める。

第 7 章 支 部

(支部の設置)

第 3 2 条 この法人は、事業を円滑に実施するため、総会の議決を経て県内保健所単位に、
支部をおくことができる。

(支部長の選任)

第 3 3 条 支部長は支部会員の中より選出する。

(支部長の職務)

第 3 4 条 支部長は選出されたときより理事を兼任し、支部の事業を掌理し
代議員を任免すると共に
常任理事会を構成する。

(支部の事業)

第 3 5 条 1 支部は、理事会の議決に基づき、それぞれの地域に必要な事業
を行う。
2 支部が事業を行った時は、会長に報告しなければならない。

(支部の運営)

第 3 6 条 支部の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

第 8 章 定款の変更 および 解散

(定款の変更)

第 3 7 条 この定款は、総会において全役員の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ埼玉県知事の認可を
得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第 3 8 条 1 この法人は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までおよび
第 2 項の規定により
解散する。
2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、全役員の 4 分の 3 以上
の同意を
得なければならない
3 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経、埼玉県知事の
許可を得て
この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するもの
とする。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第 3 9 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

社団法人 埼玉県調理師会 会費規定

第 1 条 社団法人 埼玉県調理師会 定款第 7 条の規定に基づいて、
この法人の会費の額は、次のとおりとする。

1 定款第 5 条第 1 号に規定する会員 年額
4 0 0 円

2 定款第 5 条第 2 号に規定する会員の個人 年額
1, 0 0 0 円

同 上 会員の法人 年額
2 0, 0 0 0 円

第 2 条 この法人の会費は、毎年 8 月 3 1 日までに事務局へ納入するものとする。